

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

対象となる世帯

- 低所得者世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- 障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、修学支度金）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

相談から貸付金交付までの流れ（1～2ヶ月の期間が必要となります）



まずは、民生委員や社会福祉協議会などに、困っている状況をご相談ください。

一緒に問題解決に向けて考えた上で、貸付が必要となれば、書類を揃えて申込みます。

申込書類を見て、貸付審査等運営委員会において貸付の可否を審査します。審査により貸付できないこともありますので、ご了承ください。

貸付決定となれば、契約を締結した後で、貸付金が交付されます。

詳細は、[徳島県社会福祉協議会](#)のホームページをご覧ください。